

第2節 証券監督者国際機構(IOSCO)

I 概要

1. 沿革

証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions : IOSCO)は、1974年に設立された、加盟メンバー177(2002年5月末現在)に及ぶ各国の証券・先物監督当局、市場関係者等から成る国際機関である。当初は、米国及びカナダがラテン・アメリカ諸国の証券監督当局、市場関係者の指導を目的としてスタートしたものであったが、1983年に域外の国々の加盟もできるように規約を改正、1986年のパリ総会で名称を現在のIOSCOに改めた。

本部事務局は、1986年から2000年末までモントリオール(カナダ)に置かれていたが、2001年1月よりマドリッド(スペイン)に移転している。

2. 目的

以下の4つを活動の柱としている。

- ① 公正、効率的、健全な市場環境を維持するため、高い水準の規制を促進するため協力すること
- ② 国内市場の発展を促進するため各々の経験に関する情報を交換すること
- ③ 国際的な証券取引に係る基準及び効果的なサーベイランスを確立するため、努力を結集すること
- ④ 基準の厳格な適用と違反に対する効果的な強制力をもって市場の健全性を促進するための相互支援を行うこと

3. 組織(資料22-2-1参照)

年に一度、年次総会の間にかかれる Presidents' Committee(代表委員会)を最高意思決定機関とし、その下に規約に即し組織の目的の達成のため必要な全ての決定を行い全ての行動を実行する Executive Committee(理事会)と4つの Regional Committee(地域委員会)が位置する。Executive Committeeの下には更に、2つの委員会、Technical Committee(専門委員会)と Emerging Markets Committee(新興市場委員会)があり、前者は先進国の16の国・地域から構成され、後者は新興市場国・地域から構成されている。それぞれ国際証券・先物取引に係る規制上の問題をレビューし、その解決調整を図っている。他に、各国の自主規制機関や証券市場から成る SRO(Self-Regulatory Organization) Consultative Committee(自主規制機関諮問委員会)がある。

金融庁は、2000年7月の発足と同時に、それまでの金融監督庁、大蔵省の加盟地位を承継し、日本からの普通会员として、現在、準会員である証券取引等監視委員会、経済産業省、農林水産省などとともに我が国からのメンバーとなっている。

4. 性格

I O S C Oは、上記の目的の下、原則や基準、指針を定めてきているが、それらの実行は全て各国の裁量に委ねられており、拘束力を有するものではない。

5. 我が国の対応

Technical Committeeを始め、Executive Committee及びAsia Pacific Regional Committeeの主要メンバーとして、国際的な証券監督ルール策定等に積極的に貢献している。また旧来、我が国は（旧大蔵省）は1990年から1999年まで流通市場規制に関する旧作業部会（旧WP2）の議長職を務めていたが、金融庁発足以降は、2001年3月にTechnical Committeeの下に新たに設置された証券アナリストに関するプロジェクト・チームの議長に就任するなど、I O S C Oの議論をリードしている。

II 活動状況

1. 概要

I O S C Oにおける主な金融庁の活動の場は、先進国市場の監督者をメンバーとするTechnical Committeeが中心となっている。このTechnical Committeeの下には実質的な議論を行う5つの常設委員会（SC）が設けられており、金融庁は、証券規制の企画立案、証券会社等の監督を行う立場から、主要会合の全てに参加している。

なお、2001年3月に開催されたTechnical Committee会合においては、従来のコンセンサスを重視した意思決定の重要性に留意しつつも、証券取引をめぐる技術革新やグローバル化の進展に併せてより効率的な運営を図るべく、Technical Committeeの意思決定プロセスの明確化等の改革がなされた。

2. 「多国間ディスクロージャー及び会計」常設委員会（SC1）

クロスボーダー市場における証券募集・上場に係る「会計」、「監査」、「ディスクロージャー」を検討課題とし、それぞれの分野においてI O S C O参加国が使用可能な国際的な基準の確立に向けた検討を行っており、1998年5月には国際開示基準（IDS）、2000年5月には国際会計基準委員会（IASB）が作成した国際会計基準（IAS）のコア・スタンダードをそれぞれクロスボーダー市場における証券募集・上場の際に使用する基準として支持する決議が総会の承認を受けている。なお、これらの国際基準に関する決議の実施に当たっては各国において追加的な調整措置を講じることが認められている。

現在は、国際会計士連盟（IFAC）に設置された国際監査保証基準審議会（IAASB）が作成する国際監査基準（ISA）の支持に向けた検討に着手している。また、IASやIDSについては、各国の導入状況等について引き続きフォローアップを行う予定である。

3. 「流通市場規制」常設委員会(SC2)

G10中央銀行支払決済委員会(CPSS)と合同で設立した証券決済システムに関するタスクフォースにおいて、証券決済に関する各種のリスク管理や投資家保護について検討し、2001年1月に市中協議報告書「証券決済システムのための勧告」を公表した。現在、その勧告についてのメソドロジーの作成を行っている。

また、国際的な重複上場、海外の現物をベースにするデリバティブが増加していることを受け、証券市場の売買停止に関し、当局間の協力を推進することについて、最終報告書の作成を行っている。

さらに、空売りについての関心の高まりから、空売りの透明性に関する検討に着手したところである。

4. 「市場仲介者」常設委員会(SC3)

市場仲介者の流動性リスクマネジメントについて検討し、最終報告書の作成を行っている。

また、クロスボーダー証券取引をめぐる許認可規制の在り方といった問題についての検討を行っている。

5. 「法務執行及び情報交換」常設委員会(SC4)

2001年9月のテロ事件を受けて設置されたプロジェクトチームによる多国間MOU案に対し、国際的情報交換の実務者の見地から検討を行っている。MOU署名国選定に当たっては、中心的な役割を果たすことが期待されている。

また、FATFや世界銀行によるマネーロンダリング対策について、証券当局の観点からコメントを提供。その他、各国における訴訟手続やインターネット・プロバイダーからの情報収集の比較データを作成した。

6. 「投資管理」常設委員会(SC5)

現在、簡易目論見書、集団投資スキームによる業績の宣伝、集団投資スキーム運営者に対する相対的リスク評価、集団投資スキームが株主として果たすべき役割といったテーマについての検討が行われている。

また、株価指数連動商品や手数料の透明性についての検討を開始する予定である。

7. インターネット・タスクフォース

インターネット利用から生じる証券規制・監督問題を包括的及び効率的に議論するため、1997年に設置され、翌1998年9月に『インターネット上の証券活動』報告書を公表した。その後、同報告書公表後に生じた新たな現象及びこれに対する証券監督者の対応を取りまとめた新たな報告書『インターネット上の証券取引Ⅱ』が2002年5月のTechnical Committeeにおいて了承され公表された。

現在は、地域別(アジア・ヨーロッパ・アメリカ)のラウンドテーブルの開催に向けて準備が進められているところである。

8. IOSCO原則実施に関する委員会

2000年に証券規制に関する基準であるIOSCO原則の実施・履行の必要性から、本原則の実施状況に関して各メンバーによる自己評価サーベイが実施された後、現在、自己評価回答についてのメンバー間のピア・レビュー、ディテールサーベイの手法について議論を続けている。

9. 証券アナリストに関するプロジェクト・チーム

2001年3月のTechnical Committeeにおいて、証券アナリストに関する問題について議論するプロジェクト・チームが新たに設置されることとされ、日本が議長に就任した。具体的な課題について、議論を進めるとともに、報告書の取りまとめを行っている。

10. 議長委員会

米国エンロン社の経営破綻を受けて、証券監督当局に関連する諸問題を検討するための議長委員会が、2002年3月に設置された。現在、特に会計・監査等の問題についてIOSCOがどのように対処していくか議論が行われており、報告書を取りまとめしていく予定である。